平成23年度市民税・県民税兼国民健康保険税の申告について

申告会場と受付時間が変わります!

昨年度は、申告受付時の待ち時間を短縮するため、仮庁舎と市民会館の2会場で受付しましたが、仮庁舎では、待合室が狭く申告者で混雑し、他課の窓口業務などに影響を与えました。そのため、平成23年度分の申告会場は、那覇市民会館(中ホール)のみとしますのでご理解ください(土・日は受付できません)。ただし、2月27日(日)は市民税課(仮庁舎A棟2階)のみ、3月13日(日)は市民会館のみで受付します。

申告対象者のみなさんへ

●駐車場が狭いため、車でのお越しはご遠慮ください。

●申告期限までに申告がないと公営住宅の入居・就学援助・保育園の入園などの際に必要な所得証明書などが発行できず、不利益をこうむる場合がありますので、ご注意ください。

●所得のない方でも、国民健康保険加入の方は保険税の判定資料となるため申告してください。また、所得証明書の発行、他の制度利用などのために申告が必要な場合もあります。

●郵送による申告の受付 (3月15日(火)までに送付してください。)

前年中に収入がなかった方、または、源泉徴収票、保険料控除の証明書などの必要書類(添付書類はお返しできませんが)が整っている方は、申告書に必要事項を正しく記入して郵送しても差し支えありません。ただし、記載内容に不備があったり、必要書類が同封されていないときは、当該申告書を返送する場合があります。

送付先→市民税課 〒900-8585 那覇市上之屋1丁目2番1号

※営業・不動産収入があった方は、帳簿および領収書の確認がありますので、郵送では受付できません。

※連絡先の電話番号は必ず記入してください。

※詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

お問い合わせ
市民税課(仮庁舎A棟2階)
☎861-3328
FAX 861-1157

受付期間	2月16日(水)～3月15日(火)	3月16日(水)～5月31日(火)
受付会場	**那覇市民会館(中ホール)** (仮庁舎・銘苅庁舎・各支所では受付できません。)	**※申告受付停止** (新年度の課税準備のため停止します。申告受付の再開は仮庁舎で、6月1日(水)となります)
受付時間	**午前9時～午後4時まで** (土・日は受付できません)	

所得税の確定申告は、e-Tax(イータックス)をご利用ください!

e-Taxを利用して確定申告すると…
1.最高5,000円の税額控除!(平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回)
2.源泉徴収票や医療費の領収書などは、内容を入力して送信することにより提出を省略できます。
3.還付金を早く受け取ることができます。
※詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)

お問い合わせ 那覇税務署個人課税部門☎867-3101

地方税の電子申告は、eLTAX(エルタックス)をご利用ください!

特別徴収に関する給与支払報告書の提出及び各種届出等がインターネットを利用した電子申告で可能となりました。
※詳しくはeLTAXホームページ(www.eltax.jp)

お問い合わせ eLTAXサポートデスク☎0570-081459

簡単!便利! 口座振替のおすすめ

お問い合わせ 納税課☎861−6902

忙しくて出かけるのが大変…

ついつい納め忘れちゃうのよね…

申込先 県内の金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局については県外を含む

必要なもの 預貯金通帳
口座届出印
納税通知書又は領収書

※申し込みから振替日まで約ひと月かかりますのでご注意ください。

平成23年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

期間 4月1日(金)～5月2日(月)

時間 8時30分～17時15分(昼休除く)

場所 資産税課(仮庁舎A棟1階)A−12番窓口

縦覧できる方
①那覇市内に土地・家屋を所有する納税者
②またはその代理人

必要なもの
【納税者本人の場合】
①官公庁発行の写真付の身分証明書(運転免許証など)
②納税通知書
【代理人の場合】
①代理人の官公庁発行の写真付の身分証明書(運転免許証等)
②納税者本人直筆の委任状
③納税通知書

※「登録価格」について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格などを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に那覇市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。(ただし、平成23年度は価格の据え置き年度であり、特別な事情があった場合のみ)

○土地・家屋の縦覧に関するお問い合わせ
資産税課 ☎862-5320
○審査申出に関するお問い合わせ
税制課 ☎862-9903

あなたの土地は住宅特例措置(軽減)の適用もれはありませんか?

住宅用地については、その税負担を軽減するために特例措置が設けられています。住宅やアパートなどの居住用の建物が建っている土地の課税標準額は、土地の面積・住宅戸数等の一定の要件を満たすと、その価格の「6分の1」または「3分の1」に減額されます。

また、①住宅を新築・増築した、住宅を全部または一部を取り壊した、②住宅の庭として使用していた土地を契約駐車場へ変更した、③住宅から店舗に用途を変更したなど、住宅用地の認定が変わる場合がありますので資産税課へ「申告」をお願いします。

みなさまの土地が適正に課税されているかどうかは、ご自身の納税通知書10ページの「課税物件明細書」の住宅特例欄の有無をご確認ください。その他、疑問な点がありましたら資産税課までご連絡ください。

お問い合わせ
資産税課(仮庁舎A棟1階)
☎862-5320

介護認定を受けている方へお知らせ

税控除の認定書交付

介護認定を受けている65歳以上の方で、障害者手帳などの交付を受けていない方に対して、認知症や寝たきりなどの心身状態に応じ、本人または家族の申請によって障害者・特別障害者の認定書(所得税法などの障害者控除に必要な認定書)の交付を行っています。

医療費控除の証明書交付

介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方に対して、主治医意見書に「寝たきり」かつ「尿失禁の可能性がある」と記載された方に、医療費控除に必要な証明書の交付を行っています。

申請・お問い合わせ
ちゃーがんじゅう課 認定グループ
☎862-9010

納税相談はお早めに

病気、失業、災害等のやむを得ない事情によって納期限までに市税の納付が困難な場合には、申請によって分割して納付したり、納める時期を遅らせたりすることができます。滞納になる前に納税課でご相談ください。

※滞納のまま放置すると、差押えなどをする場合があります。

お問い合わせ 納税課(仮庁舎A棟2階) ☎861-6902

地域の身近な相談員!

民生委員(民生委員・児童委員)って何をする人?

～なは市民協働大学 受講生第2グループによる調査報告～

なは市民協働大学とは、公募した市民約50人を対象に、市の目指す〝協働によるまちづくり〟を市長とともに学び、実践する市民講座です。全13回の講座で、後半は、4つのグループに分かれて環境や福祉の課題解決の提案に取り組んでいます。

4つのグループの中の第2グループでは、福祉の課題と向き合い、その中で民生委員・児童委員の存在に着目しました。これから紹介するのは、その調査報告です。

こんな時にはご相談ください

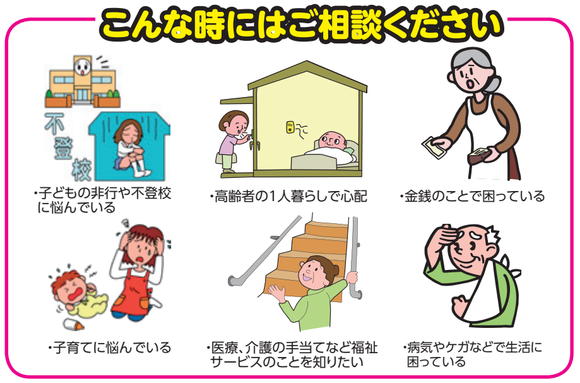

民生委員・児童委員Q&A

Q 民生委員って何?

A 地域のみなさんの一番身近な生活相談役として厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員(無償)です。児童委員を兼ねているため、正式には「民生委員・児童委員」といいます。

Q どのような活動をするの?

A 地域のみなさんから生活や福祉の相談を受けたり、問題解決の支援を行っています。また、必要に応じて家庭を訪問したり、行政などの関係機関との調整にあたります。

Q 相談するには、どうすればいいの?

A 民生委員・児童委員は、それぞれ担当地区を受け持っており、相談などがある場合は、市から担当の民生委員を紹介します。まずは福祉政策課(☎862・9002)へお電話ください。

Q 民生委員・児童委員に相談した場合、個人の情報が漏れる心配はないですか?

A 民生委員・児童委員は、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付けられています。個人の情報が漏れる心配はありません。安心してご相談ください。

Q 市内に何人いるの?

A 市内には各地区に民生委員・児童委員協議会が設置されています。全体で402人の民生委員・児童委員がおり、1人あたり約300世帯を担当しています。現在57人の欠員があることから、人員の確保と地域の協力が課題となっています。任期は3年(再任可)で、那覇市では70歳未満の方が対象(新任)となります。※ちなみに全国では約23万人が民生委員・児童委員として活動しています。

(人員・欠員については平成22年11月現在)

民生委員・児童委員は、最も身近にいる頼れる存在だね!

もっと知りたい! 民生委員・児童委員に突撃インタビュー

民生委員・児童委員になって感じたことは?

原国政法(はらくにまさのり)さん
那覇市民生委員・児童委員連合会 事務局長

「活動で関わってきた人たちの笑顔を見た時に、この仕事をやっていて良かったと思います。心配なことは、民生委員・児童委員の欠員が多いことで、一人暮らしの高齢者の見守りや児童問題への応対が充分でないことなどです。問題の早期発見、早期解決には近所の方はもちろん、地域のみなさんと連携を密にすることが大切です。現在、地域力を育むため、地域のみなさんが同じ地域の方々と交流を深めて、支え合ってもらおうと地域の人々を紹介する地域マップ作りなどに取り組んでいます」

活動で心がけていることは?

當山えり子さん
那覇市民生委員・児童委員連合会
事務局職員(市社会福祉協議会から出向)

「「楽しくできる活動」がテーマ。笑顔を絶やさずに、みなさんが安心して暮らせるよう、ほんの少しでもお手伝いができればと思って、この仕事に臨んでいます。この仕事に携わり、たくさんの人と出会い、交流を深めてきました。自分自身も成長できます」

素敵な集いの場 ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンとは、市民自らの手で運営する、地域のみなさんが集まる場所です。地域の方が自由に集い「気軽に」「無理なく」「楽しく」話して、笑い、過ごしていただく場所です。

サロンは、市内に19か所あり、施設により実施の回数が異なります(週に1回から月に1回)。また対象者も施設により異なり、高齢者を対象としたサロン、子育て中のお母さんが集まるサロン(5か所)など様々です。

その中から、高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロン「ちゅら花」を紹介します。

「ちゅら花」は、民生委員・児童委員である金城秀子さんが自宅で喫茶店を開き、健康食を中心に日替わりメニューを出しています。安い値段で体に優しい朝食は地域でも評判で、近所の方々が「ちゅら花」に集まってきます。

また、参加しているお年寄りが民生委員・児童委員である金城さんに様々な相談をするので、結果的に民生委員・児童委員活動の地域拠点ともなっていて、支援や援助をつなげていく場所にもなっています。

ふれあい・いきいきサロンについて詳しくは、市社会福祉協議会☎857・7766へお問い合わせください。

ちゅら花に集うみなさん

調査後記「いい暮らしより楽しい暮らしを」

この記事を掲載するまでに、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、福祉政策課、市民協働推進課などの協力を得ました。

その中で、市民と市民、市民と地域、市民と行政など、様々な形の協働を実践することで、この調査が完了できたことに、〝協働によるまちづくり〟の可能性を感じます。

市民協働大学の受講生は、今後もそれぞれの立場で、市民のみなさまとともに、「いい暮らしより楽しい暮らしを」目指して、那覇のまちにユイマールの輪を広げていきたいと思います。

平成23年度は、装いを新たに市民協働大使を対象にした市民協働大学を開講予定です。

お問い合わせ
市民協働推進課☎861・3846

民生委員・児童委員募集!

市内の欠員地区の民生委員・児童委員を募集しています。地域の福祉活動に関心のある方はお問い合わせください。

お問い合わせ
民生委員・児童委員連合会☎858・5166
福祉政策課☎862・9002